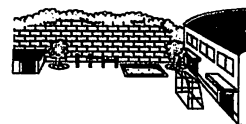

❀ 犬山の2学期制 ❀

充実した学校教育の中で 「自ら学ぶ力」を育てるために





犬山の学校教育は、人格の完成を目指し、すべての子どもの学びを保障することを主眼としています。そのために、学校においては、子ども同士、子どもと教師の温かなふれあいの中で、学びが深まり、子どもたちに豊かな人間性と確かな学力を育むことができるよう努めています。犬山が目指す子ども像である「自ら学ぶ力を身につけた子ども」の実現に向けて、「犬山の子は犬山で育てる」という理念を共有し、特色ある学校づくりを進めています。

中でも「2学期制」は、子どもたちに「自ら学び、自ら学ぶ力」を育成する上で、重要な施策となっています。長いスパンで子どもたちの成長や変容を把握し、適切な支援を行うことで、子どもたちの意欲や課題意識を高め、主体的に学習したり、自ら判断して行動したりできる力を育てていくことがねらいです。



犬山市教育委員会

2学期制における1年間の区切り

【前期】						【後期】					
4月1日～10月第2月曜日(体育の日)						10月第2月曜日(体育の日)の翌日～3月31日					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始業式				夏季休業		終業式 秋季休業	始業式		冬季休業		修了式 学年末様

2学期制のしくみ

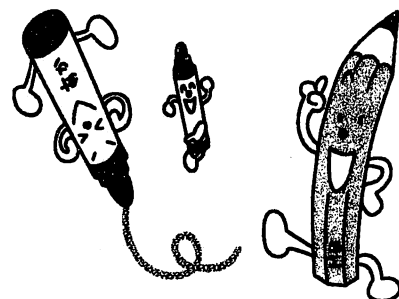
- 犬山市では、平成16年(2004年)度から2学期制を実施しています。
- 年間約200日の授業日を、前期、後期各100日程度に分け、授業時間数を確保しています。
- 8月末までであった従来の夏休みの最後の2日間を授業日とし、その2日分の休みを10月第2月曜日(体育の日)の翌日に振り替えることで、学期の区切りとなる秋季休業を設定しています。

2学期制の意義

じっくりと学習に取り組み、楽しく、充実した学校生活を!

1 時間をかけて学習目標を達成することができます

- より長い期間での取り組みについて状況や達成度を把握することになるので、目標への到達が不十分であった子への支援が充実し、学習目標を達成できるようになります。
- 2学期制では夏休みや冬休みも学期中となるので、十分に理解ができなかった内容や苦手な教科についても、個々の課題を明確にした上で、時間をとってじっくりと学習することができます。



2 一人一人の成長や進歩をつかみ、意欲の向上や次の取り組みに生かすことができます

- 長い期間での取り組みを把握することで、これまで以上に子どもたちの成長や進歩を正確にとらえることができるようになります。その結果、一人一人の努力やがんばりを認め、励ましや称賛の言葉掛けができ、子どもたちの意欲の向上につながります。
- 長い期間の取り組みを把握するので、一人一人の課題や問題意識を次の学習へとつないでいくことができ、子どもたちが自分の学習に対する見通しをもつことができるようになります。それが、主体的に学ぶ力や自主性の土台になるとともに、学習に対する達成感や楽しさを感じることにつながります。「自ら学ぶ力」は、こうしたプロセスの繰り返しによって育成されていきます。

3 体験活動等の実施期間を拡大することができます

- 3学期制では、7月や12月は学期末の評価活動のために、学校行事や体験活動などが設定ににくい月でした。2学期制では、7月や12月にも計画的に組み入れることが可能となり、学校行事や体験活動、中学校では部活動についても充実した活動が展開できます。

災害見舞金給付 災害補償のあらまし

給付及び補償の対象者

- ◇ PTA会員
- ◇ 児童・生徒
- ◇ 会員と同居の親族
- ◇ 予め単位PTA会長が認めた会員の代理者（祖父母等）

見舞金及び保険金の内容

自主運営

傷害見舞金

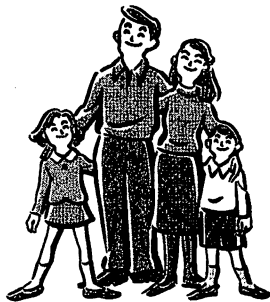
PTA活動中（往復途上を含む）に傷害を被った場合、その程度に応じて「今までの積立金」から見舞金を給付します。

- ・通院：1日につき 1,500円
 - ・入院：1日につき 2,500円
- （支給限度額は入院合算で10万円）

死亡見舞金

PTA活動がもとで180日以内に死亡した場合、「今までの積立金」から死亡見舞金10万円を給付します。

（ただし、傷害見舞金を含む）



保険会社委託

死亡保険金

PTA活動中のけががもとで180日以内に死亡した場合、引受保険会社から160万円支払われます。

後遺障害保険金

PTA活動中のけががもとで後遺障害を負った場合、障害の程度により4.8万円～160万円が引受保険会社から支払われます。

損害賠償責任保険金

PTA活動中にその管理運営に不備があり、身体・財物に損害を与えることにより賠償責任を負った場合、損害賠償金が引受保険会社から支払われます。

- ・対人賠償：1名につき1億円限度
1事故につき5億円限度
- ・対物賠償：1事故につき3千万円限度
- ・借用物賠償：通年1千万円

※委託保険会社：AIU保険会社

期間

- ◇ 25年7月1日～26年6月30日
- ◇ 小1年生・中1年生及びその関係者は慣例により25年4月1日より対象となります。
- ◇ 小6年生・中3年生及びその関係者は慣例により26年3月31日で対象外となります。
- ◇ 役員は、任期終了まで対象となります。
- ◇ 年度の途中で会員でなくなった場合（県外転校等）は、対象外となります。

会費

- ◇ 年間1世帯当り40円（年会費には、保険会社に支払う保険料28円が含まれます。）

その他

- ◇ 細菌性食物中毒及び熱中症による死亡・後遺障害は対象となります。

※PTA活動において、けが・事故等がありましたら、詳細についてはPTA担当の先生（教頭先生）にお尋ねください。

愛知県小中学校PTA連絡協議会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号

愛知県教育会館6F

TEL 052-251-8820 FAX 052-262-6510